

長期ビジョン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 21世紀兵庫長期ビジョンの推進に関する総合的な検討を行うため、「長期ビジョン推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 全県ビジョン推進方策の評価・検証に関すること。
- (2) 地域ビジョンとの連携に関すること。
- (3) その他、21世紀兵庫長期ビジョンの推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は、別表1に掲げる50名程度の委員及び地域ビジョン委員等で構成する地域ビジョンの推進のために設置される別表2に掲げる地域ビジョン委員会代表10名の合計60名程度で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を総括する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び部会長代理を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長代理は、部会に属する委員のうちから、部会長が指名する。
- 6 部会長の職務及び部会の会議については、第4条第4項及び前条の規定を準用する。

(謝金)

第 7 条 委員が、会議その他委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 委員長又は部会長が必要と認めた委員以外の者が、会議その他委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第 8 条 委員が、会議その他委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 委員長又は部会長が必要と認めた委員以外の者が会議その他委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

3 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により行政職8級にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、県民政策部政策室課長(ビジョン担当)において処理する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年8月21日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、兵庫県県民政策部長が招集する。